

幸手市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を 改正する条例

幸手市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和50年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号クを同号コとし、同号イからキまでを同号エからケまでとし、同号アの次に次のように加える。

イ 他の市町村から援護を受け、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者

ウ 他の市町村長が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号の規定により、同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

第3条第1項中第11号を第13号とし、第3号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 市から援護を受け、当市の区域外に設置されている介護保険法第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者

(4) 市長が老人福祉法第11条第1項第1号の規定により、当市の区域外に設置されている同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

第3条第2項に次の3号を加える。

(5) 幸手市子ども医療費支給に関する条例（昭和48年条例第17号）に基づき医療費の支給を現に受けている者

(6) 幸手市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第26号）に基づき医療費の支給を現に受けている者

(7) 他の都道府県又は市区町村が実施する制度により乳幼児、重度心身障害者又はひとり親家庭等に対する医療費の支給を現に受けている者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の幸手市重度心身障害者医療費支給に関する条例第3条第1項第1号イ及びウ並びに第3号並びに第4号の規定は、令和5年4月1日以降に入居又は入所した者に適用する。

令和5年11月30日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、支給対象者の住所地特例等の改正をしたいので、この案を提出するものである。